

令和6年2月21日招集

追加提出議案

草加市議会2月定例会

議 案 目 次

第 3 3 号議案 草加市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定に ついて.....	1
--	---

第 3 3 号議案

草加市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

草加市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

市立病院が紹介受診重点医療機関として公表されることに伴い、選定療養費を見直す必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

草加市立病院使用料及び手数料条例（昭和40年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号を次のように改める。

- (9) 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第4号に規定する初診及び同条第5号に規定する再診に要する額は、別表第2のとおりとする。

第3条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

種別	金額（1回につき）	
	医科	歯科
初診	7,700円	5,500円
再診	3,300円	2,090円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第2条第1項第9号及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の初診及び再診に要する額について適用する。

参 考 資 料

草加市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<p>(使用料)</p> <p>第2条 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>〈 〉</p> <p>(8) 条文略</p> <p><u>(9) 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第4号に規定する初診に要する額 2,750円</u></p> <p>(10) 条文略</p> <p>〈 〉</p> <p>(12) 条文略</p> <p>2 条文略</p> <p>〈 〉</p> <p>4 条文略</p> <p>(手数料)</p> <p>第3条 病院における手数料は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第2条 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>〈 〉</p> <p>(8) 条文略</p> <p><u>(9) 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第4号に規定する初診及び同条第5号に規定する再診に要する額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(10) 条文略</p> <p>〈 〉</p> <p>(12) 条文略</p> <p>2 条文略</p> <p>〈 〉</p> <p>4 条文略</p> <p>(手数料)</p> <p>第3条 病院における手数料は、<u>別表第3</u>のとおりとする。</p>

別表第1（第2条関係）
表略

別表第2（第3条関係）
表略

別表第1（第2条関係）
表略

別表第2（第2条関係）

種別	金額（1回につき）	
	医科	歯科
初診	7,700円	5,500円
再診	3,300円	2,090円

別表第3（第3条関係）
表略